

【来庁者の皆様へのお願い】
免許証の保有形態をお決めください。

保有形態



- ① 従来免許証 (今までの免許証)
- ② マイナ免許証 (お手持ちのマイナカードIC内に免許情報を記録します。)
- ③ 両方 (マイナ免許証と従来免許証)

マイナ免許証の利点

- 便利なサービスが利用可能に
 - ※ ご自身での利用開始手続きが必要です。
 - ※ 窓口職員が代わりに行うことはできません。
- 住所等変更ワンストップサービス (マイナ免許証のみ保有の方が利用可)
市町村で住所等変更をすれば、運転免許の記載事項変更は不要
※ 本籍の変更時には、「本籍のオンライン変更」サービスが利用可
- オンライン更新時講習 (講習区分：優良・一般のみ対象)
更新時講習を、事前にご自宅等でオンライン受講することが可能
※ 【重要！】オンライン受講しても、警察へ来庁しての手続きは必要です。
- 更新手数料が従来免許証と比べて安価
 - ・ 従来免許証での更新 2,850円
 - ・ マイナ免許証での更新 2,100円
 - ・ 両方 (マイナ免許証と従来免許証) 2,950円

マイナ免許証の注意点

重要 市役所等で新しいマイナンバーカードを作る場合

期限切れや紛失等で新しいマイナンバーカードになった時は、警察で再度マイナ免許証にするための手続きが必要です。

免許情報記録手数料が1,500円かかります。

- 外見からは免許情報が分かりません。
マイナ免許証の免許情報は、カード内のICチップに記録されるため、記録された内容を見るには読み取りアプリ等を使用する必要があります。

▶ 詳しくは茨城県警察ホームページまたはナビダイヤル (0570-010110) へ

マイナ免許証を希望される方は、裏面もご覧ください。